

## 令和4年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

令和4年12月19日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  
第55号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について  
第56号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について  
第57号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について  
第58号議案 幸田南部まちづくり交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について  
第59号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について  
第60号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の廃止について  
第61号議案 指定管理者の指定について  
第62号議案 土地の取得について  
第64号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）  
第65号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）  
第66号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
陳情第12号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書  
陳情第14号 地方行政・地方議会において、民主主義の根幹である参政権・請願権を守る為の陳情  
陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書  
陳情第16号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第4 第67号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について  
第68号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
第69号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
第70号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第6号）  
第71号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 

本日の会議に付した案件

## 議事日程のとおり

---

### 出席議員（15名）

1番 田 境 育 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	12番 水 野 千 代 子 君	13番 笹 野 康 男 君
14番 岩 本 知 帆 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

### 欠席議員（0名）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦 君	副 町 長 大竹 広 行 君
教 育 長 池 田 和 博 君	企 画 部 長 成瀬 千 恵 子 君
参 事 (開 発 担 当) 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参 事 (税 务 担 当) 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
参 事 (感 染 症 対 策 担 当) 金 澤 一 德 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事 業 調 整 監 兼 建 設 部 長 羽 根 利 一 君	上 下 水 道 部 長 石 川 正 樹 君
消 防 長 小 山 哲 夫 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君

---

### 職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大 須 賀 龍 二 君

---

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ここで、報告をいたします。

健康福祉部長は、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となったため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

### 日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 廣野房男君、8番 丸山千代子君の御両名を指名いたします。

## 日程第2

○議長（足立初雄君）　日程第2、第54号議案から第62号までの9件、第64号議案から第66号議案までの3件、陳情第12号から陳情第16号までの5件を一括議題いたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

10番、杉浦君。

〔10番　杉浦あきら君　登壇〕

○10番（杉浦あきら君）　皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

令和4年12月19日

議長　足立初雄様

委員長　杉浦あきら

令和4年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第54号　幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号　幸田町情報公開条例の一部改正について

情報公開制度の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号　幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について

デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律の施行及び情報公開制度における審査請求に係る諮問の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号　幸田町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

選挙公営に係る限度額の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号　幸田南部まちづくり交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

幸田南部まちづくり交流拠点施設を設置することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号　令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）中、歳入全部、歳出15款10項・15項・35項・50款・55款、第2条（総務教育委員会所管1件）

第1条、歳入全部、4億5,382万3,000円追加。歳出、15款総務費、10項3億148万円追加、15項443万円減額、50款消防費207万円減額、55款消

防費 852 万円追加。第 2 条、債務負担行為、町民プール空気調和機更新工事に要する経費 4,930 万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第 12 号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

国に対し、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充することを初め、2 項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第 13 号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するため幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

「教育の機会均等」の理念に基づき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する町独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第 14 号 地方行政・地方議会において、民主主義の根幹である参政権・請願権を守るための陳情

幸田町又は幸田町議会が、宗教団体または社会団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）に対し、「一切の関係を持たない」などと宣言し、関係者の参政権や請願権を侵害しないことを初め、2 項目の陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

[10 番 杉浦あきら君 降壇]

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

8 番、丸山君。

[8 番 丸山千代子君 登壇]

○8 番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和 4 年 1 月 19 日

議長 足立初雄様

委員長 丸山千代子

令和 4 年第 4 回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第 59 号 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

新たに須美東山工業団地地区整備計画区域を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 60 号 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の廃止について

西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業の工事の終了に伴い、特別会計で事業に関する経理を明確にする必要がなくなったから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 61 号 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）

幸田町障害者地域活動支援センターの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 土地の取得について（幸田町高齢者生きがいセンター移転用地）

幸田町高齢者生きがいセンター移転用地として取得するに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）中、歳出15款、20項・20款・25款・35款・45款、第2条（福祉産業建設委員会所管1件）

第1条、歳出、15款総務費、20項8万8,000円追加、20款民生費3,179万円追加、25款衛生費8,020万5,000円追加、35款農林水産業費3,640万円追加、45款土木費184万円追加。第2条、債務負担行為、障害者地域活動支援センター指定管理業務に要する経費8,500万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第1条、歳入歳出107万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出1,900万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

国・県に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第16号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情書

国に対し、保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案12件と陳情5件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、丸山君。

[8番 丸山千代子君 登壇]

○8番（丸山千代子君） それでは、議題に付されております案件につきまして、順次賛成の立場から討論をしてまいります。

私は、採決に加わることができないため、この場で賛成の意見を述べさせていただきます。

陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書に対してであります。原案に賛成する立場で討論をいたします。

私学高校生に対する授業料助成は、制度発足以降、年額1万2,000円で、28年間一度も見直しされず、引上げもありません。令和3年度決算による補助対象者数は112人の131万2,000円、令和2年度は142人の167万7,000円となっております。近隣市で見ますと、私立高校生への授業料助成は引き上げられており、さらには、所得に応じて上乗せもされております。幸田町の授業料助成は、西三河の他市と比較して、最低ランクであります。

本陳情にあるように、公立高校生への授業料が無償化されたことで公私間格差が大きくなっていることは明らかであります。愛知県においては、3人に1人が私学で学んでおり、公教育と言えるものであり、等しく教育を受ける権利は保障されるべきであります。

私学が就学支援金や県制度において無償化が実現したといつても、施設整備等の負担があります。子どもの貧困が大きな問題となっており、7人に1人が貧困状態にあると言われております。地元に私立高校はなく、遠方にある私学に通わざるを得ません。物価高騰なども重なり、家計への負担が増す中、中途で退学するケースも出ております。1ヶ月1,000円の助成では、助成とも言えません。私立高校生への助成額の引上げを求めて、この陳情に賛成するものであります。

陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。

愛知自治体キャラバンより提出された陳情は、介護・福祉・医療の分野の拡充・充実を求めるもので、多岐にわたっての項目の陳情であります。愛知自治体キャラバンは、県内全ての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回43年目を迎えました。要望項目は、その時々の重点課題をまとめているものであります。

今回の重点項目は、介護保険料・利用料などの減免制度の実施・拡充などを初め、基盤整備、介護人材確保、国保税の引下げ、子育て支援として子どもの給食費無償化、障害者・障害児施策としてグループホームなど入所施設の拡充、子どもや障害者のインフ

ルエンザワクチンなど予防接種助成、産婦健診の助成対象を2回実施などを求めているものであります。

国は、5年間で43兆円もの大軍拡を進める中で、社会保障費の大幅削減を狙っております。その一つが介護保険分野であります。2024年は、3年に一度の介護保険制度の見直しがあり、第9期となります。それに向けて国民に大幅な負担増と給付削減を検討しております。介護サービス費の利用料原則1割負担を2割から3割に、要介護1・2の人の訪問介護やデイサービスを保険給付から外し、市町村が運営する総合事業に移す。介護保険料を負担する人を、40歳以上であったものを39歳以下に広げる。介護サービスを受けられる人、原則65歳以上を66歳以上に引き上げるなど、介護保険あって介護なしに大改悪しようとしております。こうした国の制度改悪に対しては、国に意見書を提出すべきではないでしょうか。

国民健康保険制度は県単位化されました。愛知県は、国保への支援、財政支出をカットしております。既に高すぎて払えない国保税となっており、愛知県独自の支援を行うよう意見書の提出をすべきではないでしょうか。

陳情項目には、幸田町の施策として既に実施しているものもあります。18歳までの子どもの通院医療費窓口負担無料化は、令和5年1月1日実施となりました。愛知自治体キャラバンは、一貫して子どもの医療費無料化の取組を進めてきました。また、要望事項を実施した市町村割合の推移を示しながら、愛知県下の介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充を求めております。ぜひこの趣旨を酌み取り採択されるよう求めて、賛成討論といたします。

陳情第16号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

保育士の配置基準とは、子どもの安全と保育の質を担保するために、保育士1人が何歳の子どもを何人まで保育できるか定めた人員配置のことです。国の配置基準は、0歳児、3対1、1・2歳児、6対1、3歳児、20対1、4・5歳児、30対1となっております。幸田町におきましては、こうした国の配置基準よりも保育士を配置するなど手立てを取っているところであります。この配置基準でありますけれども、70年以上も見直しをされていない現状に対して、待遇改善を求めるものであります。現場で働いている保育士の願いは、子どもの命を守り、保育の質の向上であります。小中学校では、少人数学級の取組が進められており、4・5歳児の担任から見た場合は、幼児のほうが小学生よりもクラスの人数が多くなる逆転現象となってしまいます。多様化する保育ニーズに応えるためにも、また保育を必要とする幸田町の全ての子どもたちによりよい保育を保障していくためにも、70年以上変化のない保育士配置基準の見直しを国に対して求めていくべきであると主張し、賛成討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案12件と陳情5件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

初めに、第54号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 幸田町南部まちづくり交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 土地の取得について（幸田町高齢者生きがいセンター移転用地）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第64号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第65号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第66号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第12号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第12号は、採択することに決しました。

次に、陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第13号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第14号 地方行政・地方議会において、民主主義の根幹である参政権・請願権を守る為の陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 起立なしであります。

よって、陳情第14号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第15号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第15号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第16号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少數であります。

よって、陳情第16号は、不採択することに決しました。

---

### 日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦あきら君。

[10番 杉浦あきら君 登壇]

○10番（杉浦あきら君） それでは、議員提出議案第4号の朗読をもって、説明とさせていただきます。

議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり、意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和4年12月19日

提出者	幸田町議会議員	杉 浦 あきら
賛成者	幸田町議会議員	廣 野 房 男
	〃	石 原 昇
	〃	都 築 幸 夫
	〃	鈴 木 久 夫
	〃	水 野 千代子
	〃	笹 野 康 男

#### 提案理由

国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

#### 国の私学助成の拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この10年間で、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国これまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

愛知県額田郡幸田町議会  
議長足立初雄

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣宛

以上です。

[10番 杉浦あきら君 降壇]

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案1件について質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願ひいたします。

まず、議員提出議案第4号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

—————○—————

#### 日程第4

○議長（足立初雄君） 日程第4、第67号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第68号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、第69号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について、第70号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第6号）、第71号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、以上、5件を一括議題といたします。朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第67号議案から第69号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

第67号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましては、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例の第6条第2項で規定する期末手当の支給割合について、まず第1条において、令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の162.5」から「100分の167.5」に改め、次に、第2条において、令和5年6月以降に支給する期末手当の支給割合を、第1条で改正した「100分の167.5」から「100分の165」とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするも

のあります。

施行期日につきましては、第1条で改正する内容については公布の日とし、第2条で改正する内容については令和5年4月1日とするものであります。

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

第68号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、4ページから6ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましても、先ほどの第67号議案と同様に、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例におきましても、条例の第5条第2項で規定する期末手当の支給割合について、まず第1条において、令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の162.5」から「100分の167.5」に改め、次に、第2条において、令和5年6月以降に支給する期末手当の支給割合を、第1条で改正した「100分の167.5」から「100分の165」とし、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第67号議案と同様に、第1条で改正する内容については公布の日とし、第2条で改正する内容については令和5年4月1日とするものであります。

続きまして、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第69号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7ページから27ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

本議案につきましては、令和4年8月8日に、人事院から国家公務員の給与についての勧告、いわゆる人事院勧告が出されまして、10月7日に人事院勧告どおりの内容とすることが閣議決定されております。これを受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が、11月4日に衆議院本会議にて可決され、さらに11月11日には参議院本会議にて可決され、11月18日に法律が公布されたところでございます。これによりまして、本条例を追加提出させていただくものでございます。

議案書6ページからと議案関係資料の7ページからを御覧ください。

改正の概要につきましては、第1条と第2条は、ともに常勤の職員に係る改正であります。施行期日により区分しており、また第3条においては、特定任期付職員に係る改正、第4条については、会計年度任用職員に係る改正ということで、それぞれ分かれております。

まず、第1条は、幸田町職員の給与に関する条例の第21条第2項第1号に規定する、

令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、再任用職員以外の職員については「100分の95」から「100分の105」と0.1月分引上げ、再任用職員については「100分の45」から「100分の50」と0.05月分引上げ、さらに給料表の別表第1及び別表第2を、議案書7ページから13ページのとおり改めるものであります。この給料表につきましては、初任給の引上げと若年層職員の給料表の引上げを行うものでございまして、この改正による令和4年度の影響見込額としましては、給料表の改定に伴うものとして、約605万円、そして勤勉手当の支給割合の改定による引上げに伴うものとして、約1,400万円それぞれ増額となる見込みであります。

続いて、第2条につきましては、幸田町職員の給与に関する条例の第21条第2項第1号で規定する、令和5年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を、6月及び12月ともに、再任用職員以外の職員については100分の100に、再任用職員については100分の47.5に改めるものであります。

そして、第3条につきましては、幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の第7条第1項で規定する給料表を改め、第8条第2項に規定する令和4年6月以降に同職員に支給する期末手当の支給割合を、「100分の162.5」から「100分の165」に改め、それぞれ6月と12月の支給割合と同じ割合とするものであります。

ちなみに、本町には、現在、対象となる特定任期付職員は採用しておりません。

さらに、第4条につきましては、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の給料表であります別表第1を、議案書15ページ及び16ページのとおり、引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、第1条及び第3条の規定は公布の日でございます。また、第1条の規定による改正後の幸田町職員の給与に関する条例の規定の適用日を、令和4年4月1日としております。さらに、第2条及び第4条の規定は、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

以上が、第67号議案から第69号議案までの提案の理由の説明をさせていただきました。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております、補正予算関係を御覧いただきたいと思います。

補正予算関係につきましては、第70号議案及び第71号議案の2件であります。

初めに、第70号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

また、議案関係資料は、28ページから31ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,429万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ204億2,453万5,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧いただきたいと思います。

55款国庫支出金におきましては、初めに、出産・子育て応援交付金876万円を新規計上するものであります。出産・子育て応援交付金につきましては、令和4年12月2日に成立しました、国の令和4年度補正予算（第2号）におきまして、市町村を実施主体としました、妊婦時から出産・子育てまでの伴走型相談支援と、10万円の経済的支援との一体的事業に対する交付金制度が創設されたことを受けまして、これを推進する出産・子育て応援事業に取り組む上での財源として計上するものであります。この事業につきましては、システム構築等の導入経費は、国費100%、それ以外は、国・県・市町村の負担割合を、国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1として取り組むものでございます。

次に、母子保健医療対策総合支援事業費補助金25万円を追加するものであります。母子保健医療対策総合支援事業費補助金につきましては、市町村が実施します、各種の母子保健医療対策事業に要する経費に対し、国から補助金の交付を受けることのできる制度であります。先ほどの出産・子育て応援事業を実施する上で、今後、この事業を円滑に進めていくためには、プッシュ型の情報発信やスマートフォン等を活用したオンラインでのアンケート調査等を取り入れていくことが特に効果的であると考えられますことから、これを可能とする子育て支援アプリを導入するものとし、その財源として、導入経費の2分の1に相当する金額を計上するものであります。

60款県支出金におきましては、先ほどの出産・子育て応援事業の実施に係る県補助分としまして、出産・子育て応援事業費交付金18万9,000円を新規計上するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金1,509万3,000円を追加しまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧いただきたいと思います。

歳出につきましては、各款に渡りまして、職員の人事費の補正をお願いしておりますが、これは給与改定に伴いまして、給料、職員手当等及び共済費をそれぞれ追加するものであります。詳細につきましては、16ページの補正予算「給与費明細書」のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思います。

20款民生費、15項児童福祉費、20目児童福祉施設費につきましては、保育園管理一般事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、保育園電気料金900万円を追加するものであります。

25款衛生費につきましては、母子保健事業におきまして、出産・子育て応援事業に要する各経費を新規計上するものであります。出産・子育て応援事業につきましては、歳入で説明させていただきましたが、国の令和4年度補正予算（第2号）の成立を受けまして、少子化対策、子ども・子育て世代への支援といたしまして、妊婦時から出産・子育てまでの伴走型相談支援と10万円の経済的支援等を一体的に取り組む事業であり

ます。このうち、10万円の経済的支援につきましては、令和4年4月以降の出産者を対象といたします。このたびの補正予算であります、この事業の開始に向けたシステム整備と、令和4年4月以降の事業開始までの出産者に対するアンケートを実施するための各経費を新規計上するものであります。

幸田町では、対象となる皆様に速やかに支援金をお届けするために、直ちに交付金に向けた準備に取りかかる考えでございます。しかしながら、交付時期につきましては、これから取りかかるシステム構築の進捗状況に左右されることもあり、まずは交付を行うための環境を整える必要があります。また、実際の交付を行うためには、事業開始前までの出産者へのアンケート調査の実施が必須条件とされていること。特に、事業開始後に交付を行うためには、妊婦届出時に1回目のアンケートと面談の実施。妊婦8カ月頃に2回目のアンケートと面談希望者への面談の実施。出生届後から乳児家庭全戸訪問の間に3回目のアンケートと面談の実施が必須条件とされております。安全に確実な交付を行うためにも準備の進捗を見定めた後に、改めてしかるべき時期に具体的な支援金の予算措置を行いたいと考えております。今回の歳出の具体的な内容といたしましては、事業開始前対象者のアンケート等の作成に要する印刷製本費100万円、事業開始前対象者分のアンケート等の郵送に要する役務費14万2,000円、健康かるて等のシステム改修及び子育て支援アプリ導入委託料850万円、合計964万2,000円でございます。

速やかに子育て支援アプリの導入と健康管理システムの構築に取りかかると同時に、出産者に対するアンケート配布の準備をし、他市町村に遅れることのないよう、事務を進めてまいります。

45款土木費、25項都市計画費、15目都市区画整理費につきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計操出事業におきまして、給与改定による人件費の増額分の財源とするため、幸田駅前土地区画整理事業特別会計操出金10万円を追加するものでございます。

以上が、令和4年度幸田町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

次に、第71号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の17ページをお開きください。

また、議案関係資料は、28ページ及び32ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,353万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は24ページからを御覧ください。

35款繰入金につきましては、給与改定による人件費増額分の財源とするため、一般会計繰入金10万円を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は 26 ページからを御覧ください。

10 款土地区画整理費につきましては、給与改定に伴いまして、職員手当等 10 万円を追加するものであります。詳細につきましては、28 ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

以上が、令和 4 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要であります。

以上で、令和 4 年第 4 回幸田町議会定例会に本日追加で提出いたしました単行議案の 3 件、補正予算の 2 件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、途中ではありますが、10 分間の休憩といたします。

休憩	午前 10 時 02 分
再開	午前 10 時 12 分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願ひいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

まず、初めに、第 67 号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第 67 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 68 号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第 68 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 69 号議案の質疑を許します。

8 番、丸山君。

○8 番（丸山千代子君） 今回、勤勉手当の支給割合の改定でありますけれども、改正後と改正前、それぞれ 12 月、6 月の支給割合を同じくするというものであります、この勤勉手当につきまして、これはそれぞれ段階に分かれておりまして評価をするものであります、そうした点におきまして、この勤勉手当に関わっての増減につきましては、前回の引上げから考えるとどのようになったのかお伺いをいたします。それぞれ職員の競争というものがあるのかないのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 勤勉手当の関係でございます。人事評価が勤勉手當にどう反映されるかというお尋ねになるかと思います。大半の職員につきましては、人事評価上 C、普通という評価に対しまして、その支給率が 1.05 ということでございます。そして、

A評価、極めて良好であるというものについては1.24月分、それからB、良好であるというものについては1.125月分ということでございます。その一方、やや良好でないという者に対して、D評価でございますが、については1.00月ということで、標準のものからすると0.05月低くなるわけでございます。それからE評価、良好でない者については0.95月ということで、人事評価を勤勉手当に評価を加味した支給をしているところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） それぞれ段階的にあるわけでございますが、この職員の分布図といいますか、それぞれどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 人事評価自体その職員の階層に応じて、課長が評価者であったり、部長であったり、また、我々部長については副町長というような、職に応じて評価者は違うわけでございますけれども、そのA、B、C、Dの評価の割合でございますけれども、先ほど申し上げましたC評価、普通という大半の者については、この9月末の段階での評価に当たっては、C評価、普通である者が93.78%でございます。それから、A極めて良好という者が0.5%。Bの良好であるという者が4.05%。そして、D評価やや良好でない者が1.35%。そして、E評価良好でない者というものが0.27%というような分布になってございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 勤勉手当の改正等につきましては、このように人事評価によって、そのパーセントが左右されるわけであります。このように左右されるということは、やっぱり競争社会の中でそうした競争がより激化になるのではなかろうかというふうに思うわけであります。そうした点におきまして、本来であるならば、期末手当の支給というのがよいのではないか。これは左右されないわけでありますので、良好な職場環境にもつながるということでありますけれども、そのようなことは考えられないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） よく勤勉している職員又はそうでない職員、もう押しなべて平等なということでいえば、議員仰せのとおり期末手当という考え方もあるかと思います。しかしながら、今回、人勧3年ぶりの引上げということになっているわけですけれども、人事院勧告自体が民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとしているという考え方で人勧自体がされているものですから、その考え方及びその支給割合につきまして、人勧どおりということで対応させていただいているというところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ちょっと視点を変えてお尋ねしたいと思います。

このE評価の中で0.27%というふうにあるわけでございますが、この0.27%といふのはどのような評価になってくるのか。また、そうした点で確実に幸田町職員の中にもいるわけでございますので、そうした点において、例えば、逆に、こうした評価を

されることによって、これが勤務態度にさらに悪化の方向で反映されないのかというふうに思うわけでありますが、その点についてはいかがなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） E評価の者、勤務状況が良好でない者についてがどのような評価とお尋ねでございますけれども、なんて答えていいかよく分からんわけですけれども。数値的な評価といたしましては、通常普通に勤務できているという評価をされる者が勤勉手当が1.05月支給されるところ、良好でないという評価を受けた者は0.95月ということで、0.1月分評価に差があるということが数字上のところでございます。そういう評価を受けた職員がどういうふうかということでございますけれども、それは、その人それぞれの受け止めようで、ああ、もっと頑張らないかんなというふうに思うか、自分はこの程度でいいやというふうに開き直るか、それはその人によるかと思いますけれども、人事評価自体が、上司がその職員を数字的に客観的に評価、ランクづけをするということが目的ではなくて、君の評価は今はこういうふうだから、もっとこういう部分を頑張ってねという、そういう面談の中でその人のやる気を起こさせるというのが人事評価自体の一番の目的でございますので、くさらんように、そこら辺は上司がうまく引き上げてやるというのが目標とする姿でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 目標とする評価の場合を確実にやるであるならば、これは本来でいえば大半を占める93.78%、こうした中で働く環境づくりというのが本来じゃないかなというふうに思うわけでありますが、そうした点におきまして、0.27%の評価、この引上げというのも、やっぱり、これは職場環境においてもこの辺の引上げを目指すべきではなかろうかなということを思いますので、その点も、やはり誰もが安心して働く、そして職場の環境づくりというのをやっていく。そうした点でのこうした勤務実績に応じてというので判断されるとなれば、その辺のところがやはりやる気の問題にもなってくるかというふうに思います。その点を十分精査しながらやっていただきたいということで、終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 勤務評価が良好でないという判断をされた者が、その職場環境が好ましくない状況を原因として、それが結果的によくない勤務状況に出ているということは、議員が御指摘のように、あってはならない状況かと思います。私ども人事に関わる者としては、各課の職場環境には十分留意しつつ、各職員の能力を十分に発揮できるような環境整備に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第69号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第70号議案の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 歳出の母子保健事業964万2,000円についてお聞きをいたします。

国の出産・子育て応援交付金を活用して、全ての妊娠婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで身近な伴走型の相談支援と経済的支援を合わせた事業と理解をしております。その環境整備、準備をするための補正額964万2,000円でございます。令和4年4月以降に生まれた子どもが対象でございます。今回、出産・子育て応援事業印刷製本費、アンケート等印刷、事業開始分で100万円、役務費で郵送料14万2,000円。先ほど町長から説明がございました、3回のアンケートが必須条件となることから、このような準備をしていくということございます。どのようなアンケート内容かということを分かればお聞かせを願いたいというふうに思います。それから、対象人数もお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） まず、アンケート内容ということであります。こちらのほうは、国の方からこんな内容でというものを示されているわけなんですけれども、やはり、御自身の体調はどうでしょうかというところとか、あと心配事がありますかとか、御家族で寄り添っていただける方がいますかとか、そういったところのアンケートの内容というふうになっております。

また、対象の人数ということでありますけれども、こちらのほうがまだしっかりと確定ができないということもありますけれども、令和4年の4月以降に出生された方が対象になるということであります。そうしますと、4月に生まれる方は妊娠届をいつ出されるかということであります。そうすると、令和3年の9月頃に出される方が翌年4月に生まれるのではないかということで仮定をしていきますと、令和3年9月から令和4年3月末までに妊娠届を出された方、転入者を含めまして216人おられます。令和4年度中に妊娠届を出された方、また出される方を見込みまして、転入も含めまして、370人ほどかなという見込みをしております。合わせますと、出産の支援金として586人、切り上げまして590人が対象になるのかなと。また、この4年度中に出産された方、見込みということになりますけれども、3年度の出生数が373人ということで、同数程度かなというふうに見込みますと、切り上げて380人ということで、子育て支援として380人ということになる見込みということで今は思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。アンケートの内容でございますが、相談、心配事があるかだとか、家族で寄り添っている人がいるか、そういうことも含まれるということでございます。また、体調はどうかということでございます。あと、対象人数というのは、令和3年の9月からの妊娠届を出した人が216名で、生まれるのが令和4年4月以降ではないかということでございます。令和4年度は約370人ぐらいを予定をされていて、全体では、この交付金を受けられるのは590人ぐらいで予定しているということでございます。これも確定ではございませんので、その都度明確なきちんとした人数が分かれば、添えていただきたいわけでございます。

それから、その応援事業としてシステム整備委託料、健康かるて等システム改修、子

育て支援アプリ導入が、これは850万円ございます。この健康かるてと、あと子育て支援アプリなどの詳細をお聞きをいたします。今回初めてこういうアプリ等が導入されるわけでございますが、どういう形で御本人たちと送信ができたりするのか。その辺についても少しお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） まず、健康管理システムのシステム改修ということではあります。こちらのほうは、今は800万円を考えているところでありますけれども、実際のところ、健康かるてのほうですかね、こちらのほうを少し改修するだけでいいけるのか、それが全然駄目で全く新しいものを作らなければいけないのかというところで、まだ画策をしているというところであります。そういった中で、実は先週の終わりにパッケージの内容が決定したということで、出産・子育て応援ツールという名前で出されるようあります。ただ、こちらのほうは、口座管理がオプションになるということでありまして、まず出産・子育て応援ツールというものは1月下旬頃リリースされるという見込みだそうであります。また追加で行われます口座管理のオプションのほうは2月末頃にリリースされるということで、適用できるのが3月にはなってしまうだろうということになります。そうすると、支援金のお支払いのほうに間に合うかどうかということになりますので、どこまで現在ある健康かるてのほうのシステムを変えていくかということは今後考えていくことになっていきます。

続いて、アプリの導入ということで、こちらは50万円の予算計上ということではあります。こちらのほうは、いろいろな情報をプッシュ型でこちらから情報発信をしていくようなアプリを導入していきたいというふうに思っております。内容についてはまだ今後検討していくような形になっていきます。

以上です。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。健康かるて等のシステム改修というのは、ツールが1月、またそのオプションが2月ということで、適用が3月ぐらいになるのではないかということでございます。まだまだ今後の検討課題というのもあるのかなというふうに思うわけでございます。それから、アプリ導入のほうは、情報をプッシュ型で伝えていくということでございます。それも今後考えていくということでございますので、明確になったらまたお聞かせを願いたいというふうに思います。

今回は伴走型の相談支援とか、妊娠の段階から保健師や助産師などによる面談とか、出産までの見通しを立てる各種サービスの手続なども一緒に確認ができるという、そういうことであるかというふうに思います。まだまだ今後の検討ということでございますが、例えばSNSだとかアプリを活用したオンライン面接だとか相談というのも可能となっていくのかなというふうに思うわけでございますが、その辺についてもお聞かせを願いたいというふうに思います。そして、また状況に応じた支援といたしまして、産後の育児期においても、子育て関連イベントなどの情報発信も可能となっていくのかなというふうに思うわけでございます。また、今行っています赤ちゃん訪問などで悩みの相談だとか、これは直接面談をするわけでありますが、支援方法などを確認していかれ

るのかなというふうに思うわけであります。出産後の心身共に不安になったときなどに利用できる産後ケア等もございますので、こういうのも安心して使ってもらえるようなことも情報としてしっかりとお伝えできるのかなというふうに思うわけでございます。

それから、経済的支援では、妊娠時に5万円、これは妊娠届出時ですね。あと、出産届出時に5万円を、それぞれ5万円、5万円で交付するものでございますが、交付金の給付時期と給付方法というのをお聞かせを願いたいというふうに思います。なるべく早くということで検討していっていただけるというふうに思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） まず、妊娠届を出された方、また出産される方ということではありますけれども、基本的には対面で面接をするというのが基本にはなってきますけれども、オンライン面接も可能になるということあります。そちらも可ということあります。いろいろな情報発信ということでありますし、アプリを導入することによっていろいろな情報も発信ができるということでありますし、こういった伴走的な部分と経済的な支援ということで合わせて一本化することによって、さらに密接な情報提供ができるというふうにも考えているところであります。

また、赤ちゃん訪問で、最終的に出産後4カ月以内に訪問するということであります。赤ちゃん訪問で行うということも考えられますけれども、基本的には保健師、助産師が訪問するなり面談するなりということで行なっていきたいというふうには考えているところであります。

あと、産後ケアですかね。そういう情報を妊婦さん、産婦さんと密接につながるということで、産後ケア、体調が悪いという方、育児の相談があるという方につきましては産後ケアも使っていただきたいということあります。今まで産後ケアはなかなか使っていただく方が少なかったわけなんですけれども、そういうところの情報発信もしっかりできるようになるかというふうに思います。

経済的支援ということあります。こちらの出産支援5万円、子育て支援5万円ということあります。こちらについては、基本的な支給のパターンとしまして、事業開始日以後に妊娠届出をし出産した場合、妊娠届出時に面談を実施し、出産の支援金5万円を支給と。その後、妊娠8カ月頃に必要な方は面談を行い、出生届出後の面談は原則として乳児家庭全戸訪問、赤ちゃん訪問の期限である生後4カ月以内に行い、子育て応援金5万円を支給するということあります。事業開始前に妊娠届出をし、事業開始日以後に出産した場合は、事業開始日以後に会員のアンケートを実施し、そのアンケートを回収できたら出産支援金を5万円支給と。出生届出後に面談を実施し、子育て支援金5万円を支給すると。ただ、この場合は、妊娠期に応じて出生届出後に10万円一括支給も可能であるということあります。事業開始日前に妊娠届出をし出産した場合、事業開始日以後に簡易アンケートを実施し、そのアンケートを回収できたら10万円を一括して支給ということあります。

支給のパターンは以上です。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。本当に今時点で出産、出生届出を出して出産をした人も見えますし、今後、出産する人もいるかというふうに思うわけでございます。今、アンケートをとにかく行った後に5万円なり、例えば出産後だったら一括で10万円ということも可能ということでございますので、分かりました。

本当にそれぞれのパターンがあるかなというふうに、今の説明を聞いていて思うわけでございますので、漏れのないようにお願いをしたいというふうに思います。今回、本当にアプリの導入をすることによって、細やかな情報発信もできるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、他の自治体では速やかに給付するために、口座振替を進めているところもあるようでございますが、給付方法を先ほど御答弁がなかったというふうに思いますので、給付方法をお聞かせを願いたいというふうに思います。また、今後、クーポン券の発行を考えているという自治体もあるようでございますが、本町としてのお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 支援金の支払いについては、現金を考えております。県内の市町村も全て現金というふうに聞いているところであります。現金での支払いということになりますので、口座への振込ということになります。ただ、出産支援と子育て支援で振り込む先が変わることもあります。出産支援については妊婦さんということになりますけれども、子育て支援については養育者ということになっておりますので、父親になることもあるということになります。

それと、すみません、先ほどの私の答弁で、赤ちゃん訪問につきまして保健師又は助産師が行くというふうにお話をしまいましたけれども、すみません、ちょっと間違えておりまして、赤ちゃん訪問は今まで先輩のママさんたちに行っていただいていたということになりますけれども、今までにプラスして、そこでアンケートをする形で考えているということになります。保健師、助産師が行くのは基本はしなくて、必要な場合は保健師、助産師が面談をするということになります。すみません、よろしくお願ひします。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。赤ちゃん訪問は支援員さんみたいな方が訪問されているということで、その後のことは多分保健師さんだとかの方々が判断を下されるのかなというふうに思っておりますので、分かりました。給付方法は現金の支払いということで分かりました。その現金の支払いも、妊娠した人は妊娠した人で、また子育てのほうは養育者に支払うということで若干違うようでございますが、一括して10万円を頂ける方もあるかというふうに思いますので、その辺のことも養育者になるのかちょっと分かりませんが、しっかりととして口座振替で現金支払いをお願いをしたいというふうに思います。

それから、妊娠届を提出した後にアンケートも書き、出産までの間に何らかの事由で流産される方もなくはないというふうに思いますが、その辺についての、その前の妊娠届のときの5万円というのはどうなるかというのを、どういう考え方であるかということ

をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 流産された方、死産された方とか、そういった場合ということではありますけれども、妊娠届出後、面談前に流産・死産となつた場合でも、出産の支援金の支給の対象になるということでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。国のはうとしてはそのような対応であるということを私も確認しておりますので、分かりました。安心をいたしました。

それから、今回の交付金につきましては、出産・育児用品の購入だとか、あと妊婦健診の交通費や産後ケアなどの利用料などにも活用されるということを聞いているわけでございます。妊娠から出産・子育てまでいつでも身近で相談できる安心感、また切れ目のない支援をすることで孤立感を解消できるというふうに思っております。手元に早く給付が届くこと、まず、その相談体制が、しっかりととした相談体制ができるることを望まして要望をいたしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） この事業がスタートすることによって、今まで以上に町と密接して、環境を作つて支援をしていきたいというふうに思います。また、支援金につきましても、今後かかるべき時期に予算計上をお願いしたいということになってきますので、予算計上のはうが認められた暁には素早く支給のはうをしていきたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の国の補正による伴走型の出産・子育て応援交付金、これについて内容を詳しくお聞きしたいというふうに思います。

先ほどからの質疑の中で、10万円の支給というようなことが言われているわけでございますが、そもそもこの交付金の目的。そして、これが一過性に終わらず、本当に子育て応援となり得るものなのかどうか、その辺についてまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） この応援交付金の趣旨・狙いというところであるかと思いますけれども、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であるということあります。とりわけ未就園児が多い、0から2歳児のいる子育て家庭では、日々通う場がない方もおられ、また地域子育て支援拠点の一時預かりなど、年齢を問わずに利用できるサービスが地域によっては限りがあるということによって、子育ての負担感や孤立感につながりがちであるということあります。このため出産・子育て応援交付金の事業は、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の

相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようにしていきたいと考えるものであります。また、経済的支援を伴走型の相談支援と一体的に実施することによって、相談実施機関へのアクセスがしやすくなったり、利用料が発生する産後ケアだとか一時預かり家事支援サービス等の負担が軽減され、必要な支援につながりやすくなるということがあります。その結果、ニーズに即した効果的な支援が、全ての妊婦・子育て家庭に確実に届くことになるということです。伴走型の相談支援の事業の実効性がより高まるものと考えているところであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この交付金につきましては、国が3分の2、そして県が6分の1、そして町が6分の1というような負担割合の中で事業が開始をされるわけでございますが、その中でプッシュ型の情報発信、いわゆるスマホや子育てアプリを導入をする、その一つの目的がこの交付金の目的なのかというふうにちょっと理解をするわけでありますが、その中でこうしたシステムを導入することによって、そして子育て支援をしていく中で、この伴走型の支援の中の妊娠届出そして出産時等でそれぞれ面談を行なながら、そして支給をしていくというようなこのシステムづくり、これがこれからもずっと続くのか。それとも、例えば、これが令和4年度の国の補助事業でありますので、令和4年度いっぱいで終わりなのか、それとも、これからもこうした支給を続けながら子育て支援をしていくのかどうなのかということでございます。これもお聞きしたいと思います。そして、こうした制度を作っていくことによって、人の配置というのはどのようになるのか。全く人の配置というのが考えられていない中で、保健師、助産師、そして地域の中のボランティア等に支えられて行っていくという中で、全くこうしたことには触れられていないというのはなぜか。この辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） この事業がいつまで続くかということです。今回、国は令和4年度の第2次補正予算の中で、令和5年の9月分までの予算を取っているところであります。令和5年度については、この年末までに5年度の予算編成の中で調整をしていきたいというふうに言っておりますので、そこで調整されて続いていくのかなぐらいなんですが、かなというふうに思っているところであります。

人の配置ということです。確かに事務的には結構なマンパワーが必要になってくるところであります。まず、役場の中でも、遡及する部分についてはこども課のほうでお願いできないかなというふうに協力をお願いしているところであります。また、面談につきましては、保健師だとか助産師の方にお願いする部分も出てくると思いますので、そういったところで、現在、会計年度任用職員の方の日数を増やしたりだとか、新たに会計年度任用職員として採用したりとかということも考えているところであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この事業の開始に向けて、スマートフォンやあるいは子育て支援アプリの導入等によるということは、これは自治体デジタル化の一環として、これを続けていくための制度として発足をする。そうした内容も含んでいるものなのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） アプリの導入ですけれども、こちらのほうにつきましては、今後、アプリの中でいろいろな情報発信をしていくということあります。このアプリの中でアンケートもやれればというふうに思っているところあります。そういった中で情報発信も進めていくわけなんですけれども、こういった情報化社会ということで、一番最初は、やはり人海戦術でいろいろなことをやっていかないと追いついていかないかなというふうに思いますけれども、先々では健康かるてとアプリのほうでうまく取り込めていければなというふうには考えているところあります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 子育て支援アプリの導入等によって、それぞれ、これを出産から子育てずっと見守りをしながら応援をしていく。この体制づくりとしては、私は別に否定するものではありませんけれども、しかしながら、今回のこの事業は、確かに今は出産費用も現在の出産育児一時金、これを上回る費用が課せられている中で、なかなか出産する気持ちにならないと、こういうことも今問題になってきている中で、出産育児一時金等も引上げ、こういうことをされていくような考え方でございます。そういうことで、今回のこれも子育てを応援をするという形での取組だというふうに思うわけでありますが、ただ、今回の10万円の支給、これは今回だけにとどまらず、やはりきちんと応援をしていく、こういう体制づくりなら問題はないというふうに思うわけでありますが、その辺のところもきちんとこれから考えていただきたいなというふうに思うわけであります。

また、こうした妊娠の届出時に5万円を支給、そしてアンケートや面談等によって、また出産時にも支給と、こういう二段階構えの支給体制というのが、例えば漏れが出てきたりとかするんではなかろうかなというふうに思うのですが、なぜこのような段階的になったのか、その理由についてお答えください。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） まず、最初の今後も続くかどうかということあります。こちらにつきましては、やはり国のほうがどこまで行うかというところを考えていかなければならないということあります。その先もし町独自でやるのかというところになるかもしれないんですけども、そこは今後の課題というふうになるかと思います。

2回に分けてということあります。やはり、こちらは一回で10万円のお支払いをするというよりも、まずは出産に向けた準備ということで出産支援金ですね。また、出産後に子育ての準備のための子育て支援金ということの二段階に分けているということで、一括10万円というよりも分けて行うものというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 分かったか分からんような答弁だったわけなんですけれども、確かに二段階構えで、途中で本当に残念ながらということもあるかもしれない、そういう中で妊婦に寄り添うという形の中では大事なのではなかろうかなというふうに思います。それと同時に、今回のこの事業を実施していくためには、やはり、私は、人の配置なく

しては成り立たないものではなかろうかというふうに思うわけであります。そうした点におきまして、今回は配置をされていないわけであります、こうした取組、また令和5年度に向けての十分な専門職の配置、こういうものもぜひ二段構えで行っていただきたいということをお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 人員の配置ということであります。先ほども申し上げましたけれども、やはりマンパワーが要るということであります。健康課の中、みんなで頑張って事業の推進をしていきたいと、早く支援金が支払えるように進めていきたいというふうに考えるところであります。

また、5年度の体制ということでありますけれども、こちらも助産師、保健師等の会計年度任用職員が雇えれば、そういった方がおられれば雇っていって人材の確保ということをしていきたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第70号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩	午前11時00分
再開	午後11時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第71号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第71号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案5件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第67号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第67号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第68号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第69号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第70号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第6号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第71号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和4年11月29日招に集された令和4年第4回幸田町議会定例会を開会といたします。

閉会 午前11時14分

○議長（足立初雄君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） 令和4年第4回の幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る12月29日から本日までに至る、21日間の長きにわたりまして、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、本日追加提出させていただきました議案も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

愛知県におきましては、今月6日、第8波に入ってから初めて新規感染者数が1万人を超えるなど、新規感染者数の増加に伴い、病床使用率が高い水準にあります。

さらに、これから季節は、季節性インフルエンザの同時流行などによる医療の逼迫が懸念されることから、医療体制の機能を維持・確保していくため、愛知県は独自の医療ひつ迫防止緊急アピールを発出しました。このアピールは県内全域を対象区域とし、実施期間は、12月8日の木曜日から来年1月15日、日曜日までとするものでございます。

今後も社会経済活動とのバランスを取りながら、感染防止対策の強化・徹底が呼びかけられております。改めて3つの密の回避、手洗いなどの手指衛生、効果的な換気など感染防止対策の再徹底をお願いするとともに、一日でも早くオミクロン株対応のワクチンとインフルエンザワクチンの接種を受けていただきますようお願いいたします。

今年も残すところ、あとわずかでございますが、年の暮れから年明けにかけて、ますます寒さが厳しくなると思われます。議員の皆様におかれましては、健康にはくれ

ぐれも御留意をいただき、新しく迎える年が、皆様と幸田町にとりまして、明るくよい年でありますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。  
ありがとうございました。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（足立初雄君） 議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。  
理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますよう、お願いたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

議会基本条例制定特別委員会を午後1時から第2委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

本年も、余すところ、わずかとなりました。新しい年が、皆さんにとって、よい年になりますことを心から御祈念申し上げます。

本日は長時間御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和4年12月19日

議長

議員

議員